

論文 / 著書情報
Article / Book Information

論題(和文)	知財見聞録, 飛躍するアセアン - ASPECの動き -
Title(English)	
著者(和文)	田中義敏
Authors(English)	Yoshitoshi Tanaka
出典(和文)	発明, Vol. 114, No. 12, pp. 28-29
Citation(English)	, Vol. 114, No. 12, pp. 28-29
発行日 / Pub. date	2017, 12



知財見聞録

飛躍するアセアン—ASPECの動き—

東京工業大学 工学院 経営工学系・経営工学コース 教授 田中 義敏

勢いを増すアセアン

1967年に設立されたアセアン（東南アジア諸国連合）は、現在、タイ、インドネシア、シンガポール、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオスおよびカンボジアの10カ国により構成されており、2016年の統計で、人口約6億3862万人、GDP約2兆5547億米ドルという規模を誇っている。

政治的な対立を背景として設立されたといわれるが、東西冷戦終結後は経済的な結び付きに焦点が当てられ、1980年代からは投資・貿易の自由化、輸出指向の開放的経済政策が推進された。1993年にはアセアン自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area : AFTA）と呼ばれる自由貿易協定が結ばれ、アセアン域内で生産された全ての製品に対する関税障壁は取り除かれた。さらに、2015年末に発足したアセアン経済共同体（ASEAN Economic Community : AEC）により、域内の経済統合がますます勢いを増してきている。

知財協力に関するアセアン枠組み協定

そのアセアンにおいて、知的財産権に関する取り組みも例外ではなく、さまざまな活動が推進されてきている。本号では、知的財産権分野でのアセアンの動きを簡潔に紹介する。

「知財協力に関するアセアン枠組み

協定（ASEAN Framework Agreement on Intellectual Property Cooperation）」が1995年12月15日に調印された。これは、アセアン加盟国間の貿易および投資における知的財産権の重要性ならびに域内の知的財産権協力の重要性を認識し、経済発展の基盤を提供する知的財産権分野の協力により、加盟国繁栄のための自由貿易体制実現を目的としている。

さらにこの協定は、地域のダイナミズム、シナジー、成長に貢献するために、知的財産権および関連分野の各国間の緊密な協力と理解を促進する必要性を認識するものとなった。そしてこの協定に基づき、1996年にアセアン知的財産協力ワーキンググループ（ASEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation : AWGIPC。以下、AWGIPC）が設立される。

活発な活動の舞台はAWGIPC

AWGIPCの目標は、国を挙げて知的財産権を活用し、アセアン地域が国際的な知的財産権コミュニティに積極的な役割を果たすことを保証し、アセアンを革新的かつ競争力のある地域に変革していくことである。知的財産権の保護は、創造性とイノベーションを促して、産業発展を促進し、加盟国の発展につながるという理念を共有する。

アセアンはAWGIPCを通して、知

的財産権に関する政策および制度の地域的枠組みを改善するために協調的な努力をしてきた。特に2004年以来、AWGIPCはアセアン知的財産行動計画を策定し、2015年までの間、さまざまな計画の実現に力を注いできた。そして、2016年から2020年にかけてのアセアン経済統合の加速に伴い、新しい作業計画（近々、公表予定とのこと）も作成されている。

アセアン特許審査協力プログラム

AWGIPCは、知的財産権に関するさまざまなプロジェクトを推進してきているが、なかでも特筆するものとして、アセアン特許審査協力（ASEAN Patent Examination Co-operation : ASPEC。以下、ASPEC）プログラムがある。このプログラムは2009年6月15日に開始され、定期的に見直されてきている。

ASPECプログラムは、アセアン加盟国のうち9カ国（ブルネイ、カンボ



ジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）が参加しているアセアン地域でスタートした初めてのワークショッププログラムである。

出願人はASPECプログラム申請から権利付与までの間、参加国の知財庁における迅速なプロセスを享受できる。ASPECの目標は複雑な手続きを減少させ、特許審査における先行技術のサーチと審査業務の時間短縮と品質向上を達成することである。

プログラムに参加しているアセアン知財庁にASPEC申請があると、既にサーチおよび審査が終了している他のプログラム参加国知財庁からサーチ結果と審査結果を入手することによって、知財庁においては審査期間の短縮化とサーチ結果のアセスメントを行うことができる。

一方、出願人にとっては、時間短縮および費用削減という恩恵を得ること

ができる。知財庁における通常のサーチおよび審査に要する費用はかかるが、ASPECプログラムの申請自体には特別な費用は必要ない。

出願人は、一定の様式に沿ってASPECプログラム申請書を作成し、他のプログラム参加国知財庁における審査結果と対象特許出願の特許請求の範囲のコピーを添付して申請する必要がある。なお、申請書の様式はウェブサイト (<https://aseanip.org/>) から入手できる。ASPECプログラムは参加している全ての知財庁において英語で実務が遂行されるため、各国言語への翻訳も不要となる。

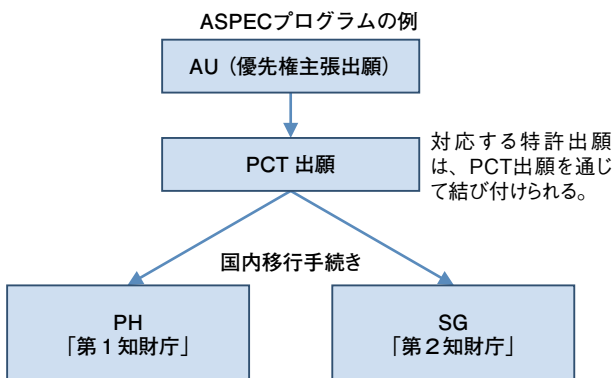
友情あふれるパートナーシップの構築

アセアンに事業進出している日本の産業界は、日々目まぐるしく進化・成長する域内市場において起こっているさまざまな制度改正や実務慣行の変化

に触れていることと思う。しかし、アセアン知財庁間における特許審査のワークショップが既にここまで行われていることは知らない方もいるのではないだろうか。実は筆者も日本の産業界がASPECプログラムのメインユーザーだと知って驚いた次第である。

日本国内で耳にする言葉の一つに「アセアンへの出願は、まだまだこれから」というものがあるが、これは事実だろうか？

日本とアセアンの経済的な結び付きは強いため、現地組織および人材との日常的なコミュニケーションの質の向上を図るとともに、日々進化している同地域の動きにしっかりとついていくことが必要だろう。さらにそれらと同時に、友情あふれるパートナーとして、従来以上に精力的な支援に取り組んでいかなければならないと思う。



シンガポール出願およびフィリピン出願はいずれもオーストラリア出願に基づく優先権主張が可能である。シンガポールにASPECが請求されると、同国審査官はフィリピン出願に係るサーチ結果および審査結果を参照する。

ASPECプログラム利用状況（2017年5月12日現在）

		第2国								
		BN	KH	ID	LA	MY	PH	SG	TH	VN
第1国	BN									
	KH									
	ID					3			5	
	LA									
	MY			1					11	7
	PH			1		1		1	4	3
	SG			9		40	10		50	24
	TH									
	VN								1	

ASPEC請求からファーストオフィスアクションまでの平均期間：5.8カ月（オフィスアクションが通知されたASPEC申請の平均期間）

最終処分に至った件数：56件

最終処分における特許査定率：100%